

艦船行影

昭和二年五月三十日起案

起案者 捺印

校印

昭和貳年六月發刷

發付印

捺印

發付後起案者捺印

2.5.31 受接

本航 2.5.31 校

2.5.31 校

2.6.31 校

起案部紙(甲)

主務局、部 取扱者捺印

(主) 軍務局長 第一課長井上

大臣

次官

書記官

副官

局

員

航空本部長

總務部長

教育部長

經理局

第一課長

軍令部 軍令部長

昭和二年六月六日

大臣

五月廿六日附佐鎮第一六号一五艦船八重山列島方面派遣ニ関スル件承認ス

番号

官房第八八五號九

取扱 指定

2990

軍令	艦政	法務	建築	經理	醫務	軍需	教育	人事	軍務	官房	局、部
									五ノ三〇ノ五三一	六月二日	受月日 發月日

軍務局

一七 補一五

昭和二年五月二十六日

佐世保鎮守府司令長官

海軍大臣 毅

第一課

艦八重山列島方面派遣商船

軍艦駒揚及駆逐艦三三號(左記二隻)

行務上申(度惟奈御認許相成度)

右

託

艦船名 期日 行動方向 任務

駒揚 自六月下旬 八重山 佐世保航空隊台海方

三三號 至七月上旬 列島方面 白尾行演習救護艦

官房 五月廿四日

6990

--	--	--	--	--	--	--	--	--

（終）

0490

軍務局

昭和二年六月

八日

午後一時

二〇分

佐世孫局發

發信者

佐世保鎮守使副官

受信者

海軍省副官

電報譯(賈平)

駒橋三十二号駆逐艦行動ノ件至急詮議取
計レタシ

七日附官房中一八二六號ヲ以テ發信ス

海軍

模造半葉十三行郵紙